
はーと・シップ フラン(案) 第4次小野市男女共同参画計画



令和4年5月
小野市

目次

第Ⅰ章 基本的な考え方	1
1. 基本理念	2
2. 基本目標	3
3. プランの位置づけ	4
4. 基本的な考え方	5
5. プラン策定の方法	9
6. 計画の期間	9
7. プランの体系	10
第Ⅱ章 計画の内容	11
基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	12
基本課題1 男女平等や多様な生き方を認め合う心を育む教育	12
基本課題2 男女平等や多様な生き方を認め合う心を育む啓発	13
基本目標Ⅱ 誰ひとり取り残さない仕組みづくり	14
基本課題1 すべての人々が安心して生活できる環境の整備	14
基本課題2 多様な性への理解促進	15
基本課題3 あらゆる分野への女性の参画拡大	16
基本課題4 生涯を通じた健康づくり	17
基本目標Ⅲ いきいきと働き続けられる環境づくり	18
基本課題1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保	18
基本課題2 男性も含めた仕事と家庭の両立支援	19
基本課題3 女性管理職の登用の推進	20
基本課題4 ワーク・ライフ・バランスの推進	21

基本目標Ⅳ 推進体制の拡充.....	22
基本課題 1 市の率先した男女共同参画の推進.....	22
基本課題 2 関係機関との連携強化.....	23
基本課題 3 小野市男女共同参画センターの強化.....	24
基本目標Ⅴ DV等の暴力を許さない まちづくり.....	25
1. 計画改定の趣旨.....	25
2. 計画の位置づけ.....	25
3. 小野市の取組と現状.....	26
4. 計画の期間.....	27
5. 計画の内容.....	28
基本課題 1 DVを含むあらゆる暴力の防止に向けた教育・啓発.....	29
基本課題 2 被害者の早期発見と相談体制の充実.....	30
基本課題 3 被害者の安全確保と自立支援の強化.....	31
第Ⅲ章 数値目標.....	33
参考資料.....	35
1. 小野市はーと・シッププラン（男女共同参画計画）改定部会設置要領.....	35
2. 小野市男女共同参画推進市民会議設置要綱.....	36
3. 小野市はーと・シップ プラン（男女共同参画計画）改定部会委員名簿.....	38
4. 小野市はーと・シップ（男女共同参画）社会推進条例.....	39
5. 用語解説.....	42

第 I 章

基本的な考え方

1. 基本理念

誰もが 認めあい 暮らしやすいまちへ

「小野市はひと・シップ（男女共同参画）社会推進条例第3条」では、男女共同参画社会推進のための基本理念を下記のとおり定めています。

(1) 性別役割分担意識の排除

男女平等の心を育み、市民が性別役割分担の意識にとらわれることなく自らの個性と能力を発揮し、自らが選択する人生を歩むことができるようにします。

(2) 性別を理由とする人権侵害の禁止

性別による偏見や暴力などの人権侵害を排除し、男女が互いにその人権を認め合う社会を築きます。

(3) 性差別の禁止

あらゆる分野において性を理由とする差別を排除し、人をその個性と能力によって評価する社会にします。

(4) 健康で安心な地域づくり

男女ともに、生涯にわたってできるだけ健康かつ安心して暮らせるよう、これを支える生活基盤と地域づくりを目指します。

本計画は、上記4つの基本理念をもとに、次の5つの基本目標を定め、諸施策を展開します。

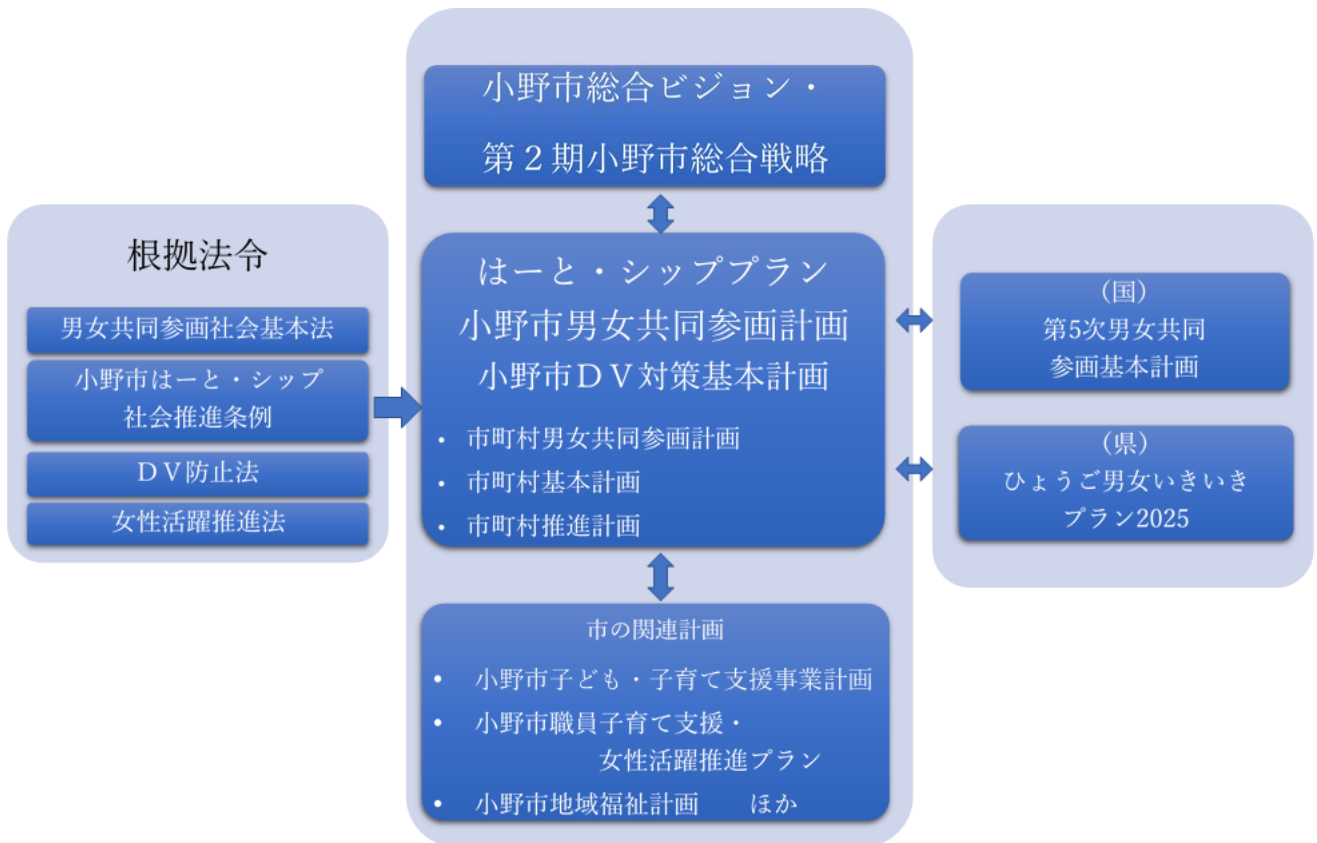
2. 基本目標

社会全体で取り組むべき課題との気運が高まりつつあるSDGs（持続可能な開発目標）の各目標と「はーと・シップ プラン」の基本目標とを対応させます。

基本目標	各目標にあてはまるSDGs項目		
I.男女共同参画の実現に向けた意識づくり	4 質の高い教育を みんなに 	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	10 人や国の不平等 をなくそう 
II.誰ひとり取り残さない仕組みづくり	1 貧困を なくそう 	3 すべての人に 健康と福祉を 	5 ジェンダー平等を 実現しよう 
	10 人や国の不平等 をなくそう 	16 平和と公正を すべての人に 	
III.いきいきと働き続けられる環境づくり	3 すべての人に 健康と福祉を 	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	8 働きがいも 経済成長も 
	11 住み続けられる まちづくりを 		
IV.推進体制の充実	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	8 働きがいも 経済成長も 	11 住み続けられる まちづくりを 
V.DV等の暴力を許さないまちづくり 〈小野市DV対策基本計画〉	1 貧困を なくそう 	3 すべての人に 健康と福祉を 	4 質の高い教育を みんなに 
	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	10 人や国の不平等 をなくそう 	16 平和と公正を すべての人に 

3. プランの位置づけ

- ① 「小野市はひと・シップ（男女共同参画）社会推進条例」第6条（1）に規定する基本計画
- ② 小野市総合ビジョンに基づく第2期小野市総合戦略の基本目標Vの施策2「多様性を尊重し、多世代が交流し支え合う地域の構築」と整合を図り、連携する。
- ③ 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定により策定する「市町村男女共同参画計画」
- ④ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項の規定により策定する「市町村基本計画」
- ⑤ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定により策定する「市町村推進計画」
- ⑥ 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」との整合を図ります。



4. 基本的な考え方

(1) 社会の情勢

男女雇用機会均等法（昭和 61 年（1986 年））が施行されて 36 年、男女共同参画基本法（平成 11 年（1999 年））の公布・施行から 23 年が経過しました。その間、少子高齢化が急速に進展し、平成 20 年（2008 年）をピークに人口減少局面に入りました。

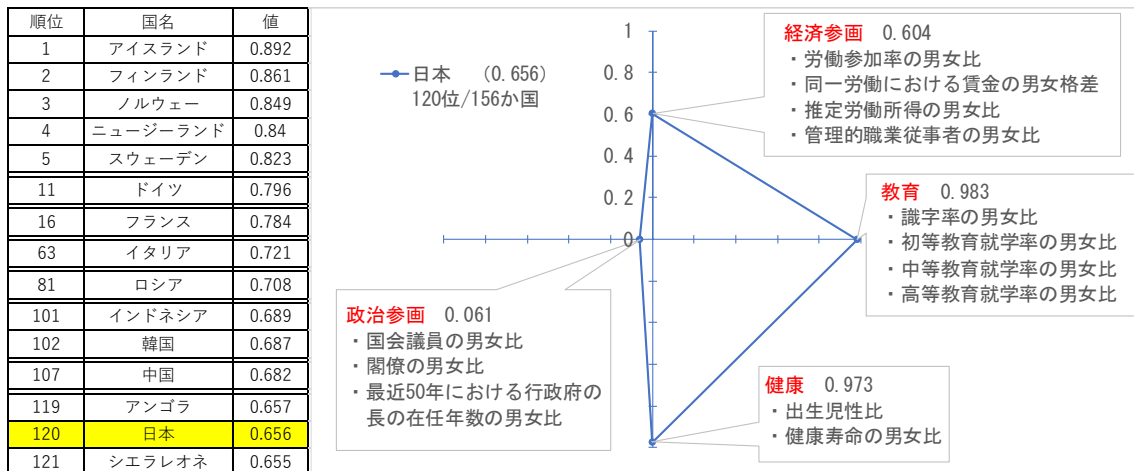
また、近年では若い女性が地方から大都市へと出ていく傾向が強まっています。これは地域に根強い固定的な性別役割分担意識等があることが原因であると分析されています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は世界中に大きな被害を与えていますが、女性の雇用、所得への影響や自殺者の増加、配偶者等からの暴力の増加など、女性への深刻な影響が明らかになってきています。さらに子どもへの虐待の件数も増加しています。その根底には、ジェンダー平等、男女共同参画が進んでいなかったことがあり、これまで表面化されていなかった「生理の貧困」などの問題が浮き彫りとなっています。

一方でテレワーク等の多様な働き方が広まり、オンライン会議、オンライン研修などが当たり前を実施されるようになってきています。このことによって家庭での時間が増え、ワーク・ライフ・バランスが向上した人も存在します。また、男性の家事育児等への参画などのチャンスと捉えることができます。

政策方針決定過程への女性参画については、国会議員（衆議院）の女性割合は、令和 3 年（2021 年）には 9.7%と 1 割に満たない数値となっており、国際的にみても低調になっています。同年 3 月に世界経済フォーラムが公表した世界各国の男女格差を測る指数である「ジェンダーギャップ指数 2021」において、日本は 156 カ国中 120 位と、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN 諸国より低い結果となっています。日本は特に「経済」及び「政治」における順位が低くなっています。政治分野では数値は上がっているものの、順位は下がっており、各国がジェンダー平等に向けた努力を加速している中で、日本が遅れをとっていることを示しています。

◆ジェンダーギャップ指数（GGI）2021 年



資料：内閣府男女共同参画局令和 3 年 11 月 29 日男女共同参画会議資料を参考に作成

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットでは 2016 年から 2030 年までの 15 年間で達成する目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。SDGs では 17 の大きな目標があり、その一つに「ジェンダー平等を実現しよう」があります。

日本の現在の社会では男性の役割・女性の役割など、個人ではなく「性別」によって生き方や働き方が決められてしまうことがあります。そこで世界中で法律や制度を変え、教育やメディアを通じて意識を高める活動を行うことで、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）を問い直し、すべての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することが出来る社会づくりのための取組が世界中で行われています。

国では令和 2 年（2020 年）に男女共同参画計画を改定し、第 5 次男女共同参画基本計画として公表しています。その中で目指すべき社会として以下の 4 つを提示しています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

こうした社会においては、当然のことながら女性に対する暴力は根絶され、また「昭和の働き方」ともいえるべき「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍することができます。

(2) 小野市の取組と現状

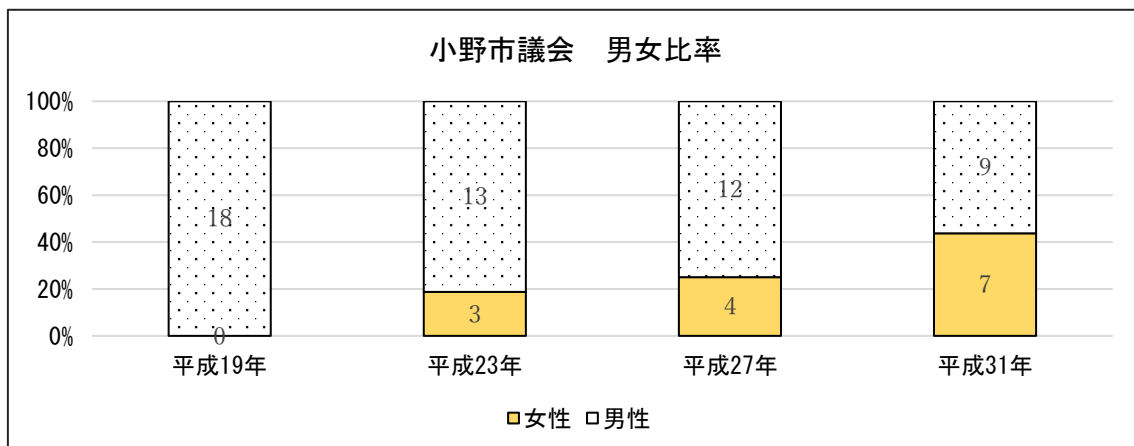
小野市では、平成 14 年（2002 年）3 月に「はーと・シップ プラン（小野市男女共同参画計画）」を策定し、同年 9 月に市としては県下で 2 番目となる「小野市はーと・シップ（男女共同参画）社会推進条例」を制定しました。更に平成 23 年（2011 年）4 月には、第 1 回のプラン改定（以下、「第 2 次小野市男女共同参画計画」という。）を行い、「～きらりと光るパートナーシップ セカンドステージ～」をテーマに、事業を推進してきました。また、平成 28 年（2016 年）4 月に第 2 回のプラン改定（以下、「第 3 次小野市男女共同参画計画」という。）を行い、「個の尊重と男女共同参画で未来を創る～だれもが 主役 ひまわりパートナーシップ～」をテーマに事業を推進してきました。

区分	名称	計画期間
H14	小野市男女共同参画計画	H14～H22 年度
H23	第 2 次小野市男女共同参画計画	H23～H27 年度
H28	第 3 次小野市男女共同参画計画	H28～H33 年度

第3次小野市男女共同参画計画では、下記の事項を重点課題として事業に取り組んでまいりました。

- ① 配偶者等に対する暴力の根絶
 - ・DV対策基本計画の充実
 - ・若い世代への暴力防止教育の充実
 - ・配偶者暴力相談支援センターの設置
- ② 固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見（ジェンダー）の改革
 - ・子どもの頃からの男女共同参画教育の推進
 - ・人権課題としての男女共同参画の推進
 - ・男性にとっての男女共同参画の推進
 - ・子育て世代への男女共同参画の推進
- ③ 地域における男女共同参画
 - ・政策、方針決定過程の場への女性参画の拡大
 - ・地域における女性リーダーの育成
 - ・防災をテーマにした女性参画の推進
- ④ 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組
 - ・かつての男性型の長時間労働の抑制（男性の家事、育児、介護等への参画）
 - ・女性の活躍推進
- ⑤ 推進体制の整備
 - ・男女共同参画センターの充実
 - ・市の率先した男女共同参画の推進

小野市では、長らく市議会議員に女性がいない時期が続いていましたが、平成23年（2011年）4月の選挙で、定数が18から16に減ったにもかかわらず、3人の女性議員が誕生しました。更に平成27年（2015年）4月選挙では、現職3人に加えて20代の子育て世代の女性議員が誕生しました。続く平成31年（2019年）4月選挙では16人中7人となり、女性議員割合が43.8%で県内トップとなりました。また、令和2年（2020年）には市議会初の女性議長が誕生するなど議会への女性参画が進んでいます。



この背景には、女性議会の開催やウィメンズ・チャレンジ塾、小野市女性団体連絡協議会等、様々な取り組みがあります。なかでも、ウィメンズ・チャレンジ塾は女性が意思決定の場に参画する重要性を学び、地域の女性リーダーを育成するために、平成 22 年度から毎年開催されており、令和 3 年度まで、12 回開催しています。これまでの参加者は主婦や自営業、会社員など職種に関係なく参加いただき、延べ 173 名となっています。開始 1 年で修了生から女性議員が誕生したほか、塾生の有志達によるグループが 4 団体立ち上げられるなど、当塾がきっかけとなり地域で活躍される女性が増えています。

小野市では、平成 28 年（2016 年）改定の第 3 次小野市男女共同参画計画に「小野市 DV 対策基本計画」を包括しており、配偶者暴力相談支援センターの設置を重点課題としていました。同年 11 月には小野市配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV の防止から被害者の相談、保護、自立支援に至るまで切れ目のない支援に取り組んでいます。今回の改定においても「小野市 DV 対策基本計画」を「はーと・シップ プラン」に包含し策定します。

以上の基本的な考え方をもとに、「誰もが認めあい暮らしやすいまちへ」の実現に向けて、以下の事項を重点項目として計画を策定しました。

- ◇男女平等や多様な生き方を認め合う心を育む教育
- ◇多様な性への理解促進
- ◇女性管理職の登用の推進
- ◇関係機関との連携強化
- ◇DV を含むあらゆる暴力の防止に向けた教育・啓発

5. プラン策定の方法

(1) ヒューマンライフ推進に関する市民意識調査の実施

第4次小野市男女共同参画計画（以下「本プラン」という。）を策定するにあたっての基礎資料とするため、市民を対象としたアンケート調査を実施し、男女共同参画に対する市民意識等の実態を把握しました。

アンケート名	調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
ヒューマンライフ推進に関する市民意識調査	市内在住18歳以上の市民（無作為抽出）2000名、 市民モニター100名	2,100通	912通	43.43%

(2) 小野市はひと・シッププラン（男女共同参画計画）改定部会

前プランの見直しを行うため、小野市男女共同参画推進市民会議設置要綱（平成14年告示第59号）第3条第5項に基づき、改定部会を設置しました。部会は市民会議委員（学識経験者を含む）5名と、市関係部署により選出された委員7名により構成し、市民の視点や、学識経験者による専門的な見地からの意見交換を行いながら、プラン案について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

市民の意見を本プランに反映させるため、策定の過程でプラン案をホームページ等で公開し、パブリックコメントを実施しました。

- 実施期間：令和4年5月12日（木）～令和4年5月25日（水）
- 公開場所：小野市役所4階ヒューマンライフグループ、市内各コミュニティセンター
小野市男女共同参画センター（小野市うるおい交流館エクラ）
市ホームページ

6. 計画の期間

国及び県の計画立案期間をかんがみて、本プランの期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、背景となる法律の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

7. プランの体系

基本目標	基本課題	施策の方向
I.男女共同参画の実現に向けた意識づくり	★1.男女平等や多様な生き方を認め合う心を育む教育	① 男女共同参画の視点に立つ学校教育の推進 ② 生涯にわたる男女共同参画学習の推進、リカレント教育の充実
	2.男女平等や多様な生き方を認め合う心を育む啓発	③ ジェンダー平等への意識啓発 ④ 性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの解消 ⑤ 企業・団体等の職員に対する意識啓発の促進
II.誰ひとり取り残さない仕組みづくり	1.すべての人々が安心して生活できる環境の整備	⑥ ひとり親や貧困状況にある子どもへの支援 ⑦ 生活困窮者への自立支援 ⑧ 高齢者や障がい者への支援体制の整備 ⑨ 孤立している男性への支援体制の整備 ⑩ 国際理解の推進と在住外国人への支援の充実
	★2.多様な性への理解促進	⑪ 多様な性への理解促進 (LGBTQ+) ⑫ パートナーシップの推進
	3.あらゆる分野への女性の参画拡大	⑬ 意思決定過程への女性参画の拡大 ⑭ 審議会等への女性参画の積極的促進 ⑮ 防災における女性の参画拡大 ⑯ 地域活動における女性の参画拡大
	4.生涯を通じた健康づくり	⑰ 妊娠・出産期等における母子保健の推進 ⑱ 生涯にわたる心身の健康の保持増進
III.いきいきと働き続けられる環境づくり	1.職場における男女の均等な機会と待遇の確保	⑲ 職場における男女の均等な機会の確保 ⑳ ハラスメント防止対策の推進
	2.男性も含めた仕事と家庭の両立支援	㉑ 仕事と育児・介護等の両立支援の推進 ㉒ 多様な子育てサービスの提供
	★3.女性管理職の登用の推進	㉓ 女性管理職育成体制の推進 ㉔ 女性管理職の交流や研修の推進
	4.ワーク・ライフ・バランスの推進	㉕ 時間外勤務縮減や休暇取得促進 ㉖ 地域活動・ボランティアへの参画拡大
IV.推進体制の拡充	1.市の率先した男女共同参画の推進	㉗ 全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実 ㉘ プラン推進に向けての全職員に対する啓発の実施
	★2.関係機関との連携強化	㉙ 市民、企業、NPO、市民団体への支援と連携の強化 ㉚ 国・県等関係機関と連携の強化
	3.小野市男女共同参画センターの強化	㉛ 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化 ㉜ 男女共同参画センター職員の研修の充実
V. DV 等の暴力を許さないまちづくり (小野市 DV 対策基本計画)	★1.DVを含むあらゆる暴力の防止に向けた教育・啓発	㉝ 子どもの頃からの非暴力教育の実践 ㉞ 若年層への DV の理解と予防啓発の推進 ㉟ DV・暴力防止に向けた市民への意識啓発
	2.被害者の早期発見と相談体制の充実	㊱ 被害者の早期発見と相談窓口の周知 ㊲ 高齢者・障がい者・外国人被害者等への相談の充実 ㊳ DVのある家庭の子ども・家族に対する支援
	3.被害者の安全の確保と自立支援の強化	㊴ 被害者の安全確保と情報管理の徹底 ㊵ 被害者の自立支援体制の強化と関係機関との連携強化 ㊶ 被害者と子の心身のケアの充実

☆は重点的に取り組む施策です。

第Ⅱ章

計画の内容

基本課題1 男女平等や多様な生き方を認め合う心を育む教育

「はーと・シップ プラン（小野市男女共同参画計画）」が施行されて20年がたち、市民の固定的な役割分担意識は、緩和されつつありますが、職場や家庭、地域社会においてまだ根強く残っていることもあります。このような固定的な役割分担意識の解消は、男女共同参画意識の根幹になる部分であり、継続した教育が必要です。

学校や就学前施設における教育は、児童・生徒の意識の形成にとって重要な役割を果たしており、それらを通して男女平等についての意識を養うことが男女共同参画社会の基盤形成につながります。市では性別役割分担意識等を背景とした区別をなくし、男女共同参画を一層促進し、特に教育及び保育現場から推進していくために、市内の幼稚園、小・中学校、特別支援学校、高等学校の教諭及び保育園の保育士に男女共同参画教育推進員を委嘱しています。そして、男女共同参画教育推進員が各学校等のキーパーソンとなり、園児、児童生徒及び教職員、保育士等に男女共同参画社会の実現に向けて意識啓発活動を図っています。

子どもたちが「女らしさ男らしさのとりわれ」で、自分を肯定できない状況をつくらないためにも、人権課題として「性差に対する偏見」への取り組みを更に進める必要があります。

◆令和2年度 隠れたカリキュラム（※）アンケート結果（市内小学校8校）

1	名簿は性別で分けない	8校
2	入学式・卒業式の呼名・並び方は性別で分けない	8校
3	朝礼、学校集会等の並び方は性別で分けない	8校
4	呼称は「〇〇さん」である	8校
5	体育祭・運動会の競技は男女で異なる種目はない	8校
6	男女共同参画（ジェンダー平等教育）に関する授業を行っている	8校

施策の方向	具体的な取組	担当課
①男女共同参画の視点に立つ学校教育の推進	男女共同参画に関する教職員研修の実施 カリキュラムの編成及び授業の実施	学校教育課 子育て支援課
②生涯にわたる男女共同参画学習の推進、リカレント教育の充実	市民向け研修会、社会教育・生涯学習の推進	ヒューマンライフG いきいき社会創造課 男女共同参画センター

※「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しなやかに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学び取っていく全ての事柄を指します。

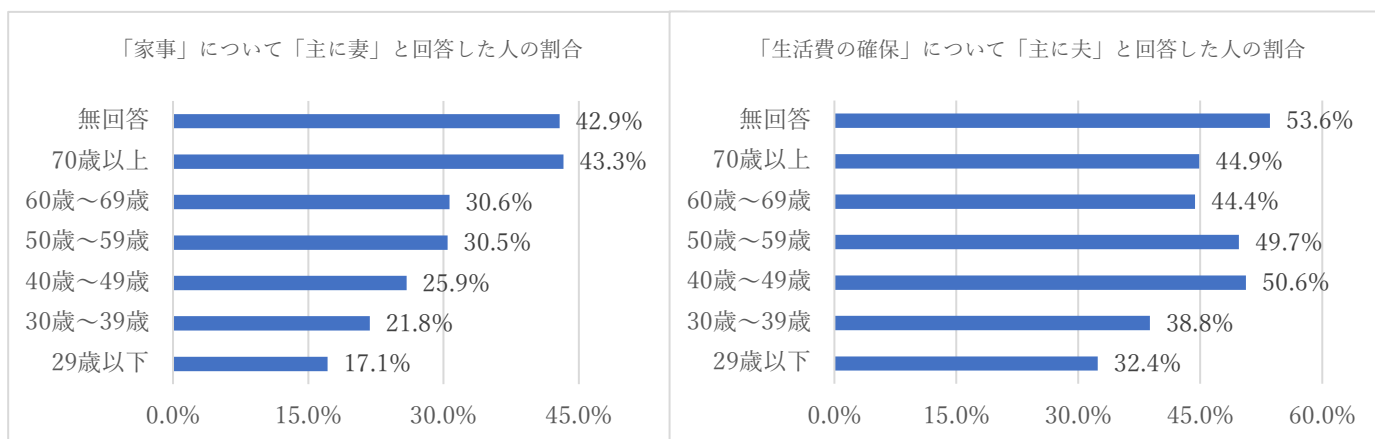
基本課題2 男女平等や多様な生き方を認め合う心を育む啓発

女性の社会進出が進み、様々な分野で活躍する女性が増えてきました。しかし「男は仕事、女は家庭」といった考え方は時代とともに解消されつつあるものの、年代によっては根強く固定的な性別役割分担意識が残っているのが現状です。また、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、自分の先入観や思い込み、勝手な解釈で、無意識に発した言葉や態度が、否定的なメッセージとなり、相手を傷つけたり、ストレスを与えたりすることがあります。働き方・暮らし方の変革の実現にとって、こうした固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが大きな障壁となっています。男女共同参画を進めることは、女性にとっても男性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていく必要があります。

家庭や地域でみられる固定的な性別役割分担意識に基づいた言動や慣行は、日常生活を通じて子どもたちへと伝わります。将来社会を担う子どもたちが成長する過程において影響を与えることから、幅広い世代に、分かりやすい啓発活動を進めていく必要があります。

◆パートナー、配偶者間で理想の役割分担について

(主に妻・夫婦同じくらい・主に夫・主に他の人・該当しない から選択)



資料：小野市「ヒューマンライフ推進に関する市民意識調査（令和2年）」

施策の方向	具体的な取組	担当課
③ジェンダー平等への意識啓発	講演会の開催、地区人権学習会の実施 SDGsの推進	ヒューマンライフG 学校教育課 男女共同参画センター
④性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの解消	講演会の開催、地区人権学習会の実施 広報誌やホームページでの広報・啓発活動の充実	ヒューマンライフG 学校教育課 男女共同参画センター
⑤企業・団体等の職員に対する意識啓発の促進	商工会議所等との連携による企業等への啓発	ヒューマンライフG 産業創造課 男女共同参画センター

基本課題 1 すべての人々が安心して生活できる環境の整備

厚生労働省が平成 30 年（2018 年）にまとめた日本の 17 歳以下の子どもの「相対的貧困率（※）」は 13.5%となり、また、経済的理由により就学援助を受けている小学生・中学生は約 137 万人います。

これは、日本人の約 6 人に 1 人が相対的な貧困層に分類されることを意味し、この調査で生活意識が「苦しい」とした世帯は 59.9%にもなりました。

コロナ禍による経済の停滞によって子育て世帯の所得が減少したことや、母子世帯が増加する中で働く母親の多くが給与水準の低い非正規雇用であることも影響したと分析されています。相対的貧困率は、高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で高いと言えます。また、近年の厳しい社会経済状況から、父子家庭も決して経済的に豊かとは言えない状況です。

また、自殺者やひきこもりに男性の割合が高い等、社会の男性に対する意識による生きづらさに加えて、高齢男性の自立支援など、男性の生活自立に関する問題も見逃しません。

障がいのある人や高齢者、外国人など、社会的に不利を被りがちな人々の生活の安定のために、生活基盤の確立や環境整備を図る必要があります。その上で、それぞれの自立を促進するために社会参画や生きがいつくりの条件整備と支援体制を充実します。

施策の方向	具体的な取組	担当課
⑥ひとり親や貧困状況にある子どもへの支援	ひとり親家庭の医療費の助成 児童扶養手当の支給、就労支援 就学援助制度の実施	子育て支援課、社会福祉課 学校教育課、市民課
⑦生活困窮者への自立支援	生活困窮者自立支援制度に基づく相談・支援の実施	社会福祉課
⑧高齢者や障がい者への支援体制の整備	障害者自立支援法に基づく相談・支援の実施 介護予防を図る施策の充実	高齢介護課 社会福祉課
⑨孤立している男性への支援体制の整備	生きがいつくりと社会参加活動支援事業の実施、自殺予防対策研修会及び相談の充実	ヒューマンライフ G 高齢介護課、社会福祉課 男女共同参画センター
⑩国際理解の推進と在住外国人への支援の充実	多文化共生事業の支援 地区人権学習会での地域住民との交流機会の提供	市民サービス課 ヒューマンライフ G 男女共同参画センター

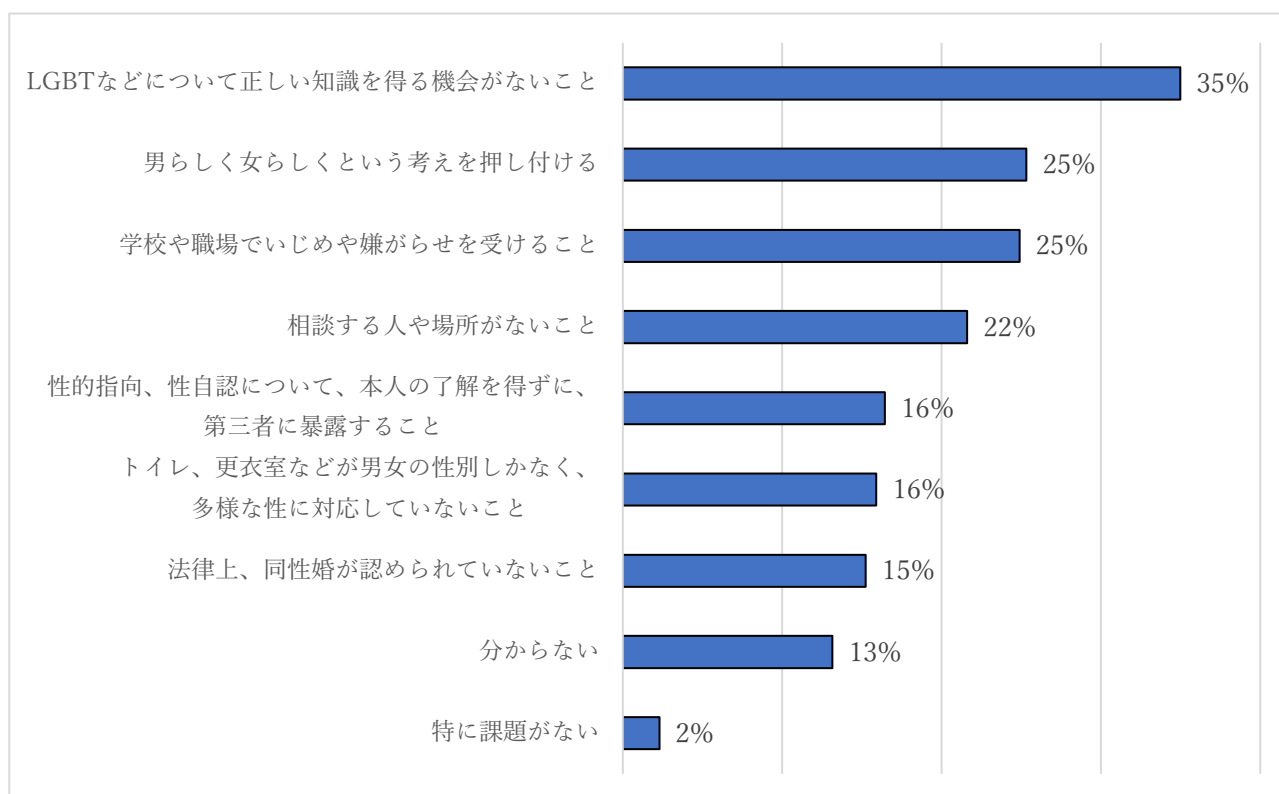
※「相対的貧困」とは、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態のことで、生活すべてにおいて低水準で、貧しい思いをしている状態を絶対的貧困と言います。

基本課題 2 多様な性への理解促進

近年、多様な性（LGBTQ+）への関心が高まる一方、市民意識調査でも多様な性について正しい知識を得る機会が少ないと感じている人が一番多く、多様な性に対する理解は十分とは言えません。

誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、多様な性に関する正しい情報を提供していくとともに、地域の特性を踏まえながら理解促進のための教育や啓発活動に積極的に取り組んでいきます。

◆多様な性について課題だと思うこと（一部抜粋 3つまで選択可）



資料：小野市「ヒューマンライフ推進に関する市民意識調査（令和2年）」

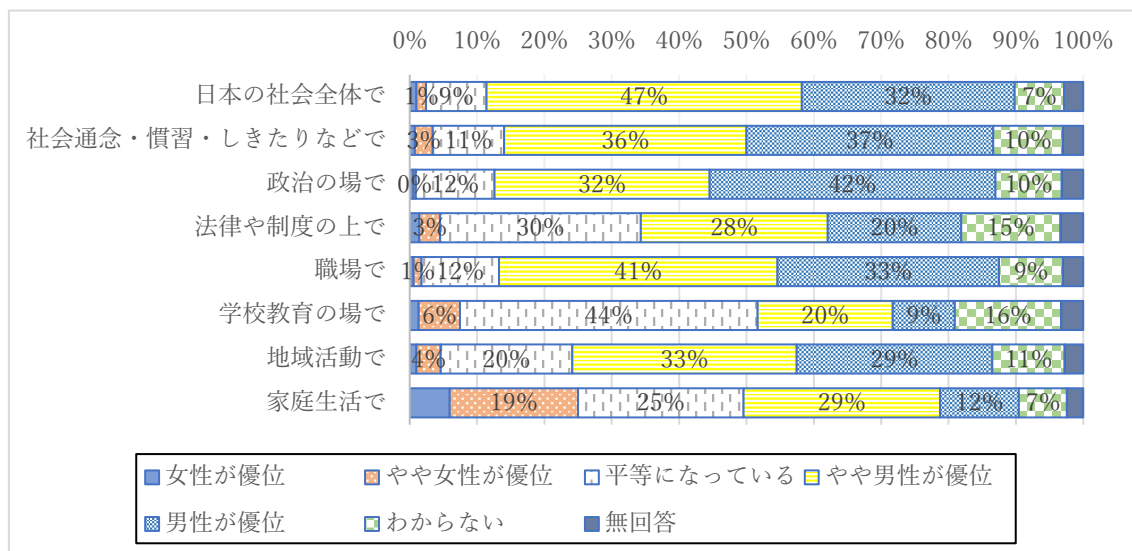
施策の方向	具体的な取組	担当課
①多様な性への理解促進（LGBTQ+）	学校教育における取組の支援 市民や企業、各種団体等への情報発信 性の多様性や当事者による人権講演会の実施	ヒューマンライフG 学校教育課 男女共同参画センター
②パートナーシップの推進	多様な性に対する理解とガイドラインの作成 相談支援体制の整備	ヒューマンライフG 男女共同参画センター

基本課題3 あらゆる分野への女性の参画拡大

人口減少が進む中、地域社会が持続的に発展するためには、あらゆる分野で女性が意思決定過程に参画し、多様なニーズや意見を反映させていくことや、あらゆる分野で実力を発揮していくことが不可欠ですが、いまだ男女の地位は平等とは言えません。

政策・方針決定過程における女性の参画拡大は言うまでもなく、防災や自治会等地域活動における女性の参画も不可欠です。女性が何に困り、何を必要としているのか、女性が要望を出しやすい環境を整え、ニーズを汲み取り、改善へつなげていくためには、女性リーダーの存在が大きな意義を持ちます。社会のあらゆる分野に女性の意思を反映させるため、地域の各団体においても、性別に関わらず個人の能力に即した女性の積極的な登用や人材育成に取り組みます。

◆日本社会の男女の地位についてどう思いますか。



資料：小野市「ヒューマンライフ推進に関する市民意識調査（令和2年）」

施策の方向	具体的な取組	担当課
⑬意思決定過程への女性参画の拡大	女性リーダー養成講座の実施	ヒューマンライフG 男女共同参画センター
⑭審議会等への女性参画の積極的促進	積極的な女性委員の登用促進 自治会の女性役員登用を啓発	全庁的
⑮防災における女性の参画拡大	女性の視点を生かした防災計画 女性防災ボランティアの養成	防災G 男女共同参画センター
⑯地域活動における女性の参画拡大	地区女性役員連絡会の実施 女性団体の育成・支援	ヒューマンライフG 市民サービス課 男女共同参画センター

基本課題 4 生涯を通じた健康づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に向けて大切です。

特に女性は妊娠や出産をするなど、男性とは異なる健康上の問題に直面し、それぞれのライフステージに応じた支援が求められます。

こうしたことから、子どもを産む、産まないに関わらず、また、年齢に関わらず、すべての女性の生涯を通じた健康のための総合的な施策展開、男女の性差に応じた健康を支援するための総合的な取組を進めます。

また、男女がともに豊かで自立した高齢期を迎えられるよう、総合的な保健・医療・福祉サービスの充実と、高齢者の生きがいづくりや、社会参画を進める条件整備、生活基盤の確保を図ります。

施策の方向	具体的な取組	担当課
⑰妊娠・出産期等における母子保健の推進	各種育児教室・相談、乳幼児訪問、産後ケア、各種費用助成等	健康増進課
⑱生涯にわたる心身の健康の保持増進	性教育等カリキュラムの編成と授業の実施 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※の視点を持った健康相談・健康づくりの啓発 乳がん・子宮頸がん検診等、各種健診（検診）の啓発、受診の推奨	健康増進課 スポーツ振興課 学校教育課

※「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」とは、「性と生殖に関する女性の健康／権利」のこと。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方である。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的、及び社会的に良好な状態であることを意味する。リプロダクティブ・ライツは、それを全ての人々の基本的人権として位置付ける理念のこと。

基本課題 1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法など、法的整備は進んできているものの、女性を取り巻く就業環境においては賃金格差や結婚・出産時の退職慣行などが依然として存在し、また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が流行するような非常時においては、男性よりも女性の方が職を失いやすい懸念があります。男女が持てる能力を発揮し、いきいきと働くことのできる職場環境を整備していくことが必要です。

また、性別を理由とする差別的取扱い（セクシュアルハラスメント）、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）、職場内の優位性を利用した嫌がらせ（パワーハラスメント）等の根絶が不可欠です。

令和2年（2020年）6月より改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の施行に伴い、大企業におけるハラスメント窓口の設置が義務化されました。中小企業についても令和4年（2022年）4月1日より義務化されます。より良い労働環境のために、あらゆるハラスメントに対して、雇用主のリーダーシップのもと、すべての人が高い意識を持つことが大事です。

施策の方向	具体的な取組	担当課
⑱職場における男女の均等な機会の確保	女性の就業及び定着・促進、働きやすい職場環境整備等についての啓発 ハローワーク等と連携した雇用問題に関する女性相談、再就職相談の実施	産業創造課 男女共同参画センター
⑳ハラスメント防止対策の推進	事業主へのハラスメントに関する情報提供、チラシでの啓発、相談の実施	ヒューマンライフG

基本課題2 男性も含めた仕事と家庭の両立支援

男女共同参画社会の形成は男性にとっても重要であり、男性もより暮らしやすくなるということについて、更に理解を深める必要があります。

そのため、長時間労働の見直し、子育てへの参画、直面する介護の問題などを男性の視点からとらえ、男女共同参画の理解に向けた男性に対する意識啓発を積極的に行っていくことが必要です。

女性の社会進出とともに、女性の晩婚化及び高齢出産が増加傾向にあり、その結果、家庭によっては子育てが終わらないタイミングで親の介護が始まる、ダブルケア（※）の状況に直面もするケースも増えています。2016年4月に発表した内閣府の調査によると、ダブルケアをする人が全国で少なくとも25万3千人（女性16万8千人、男性8万5千人）にのぼることがわかりました。

また、厚生労働省のホームページ「育児・介護休業法について」（令和3年11月5日掲載）によると、女性の約5割が出産・育児によって退職しており、その大きな理由は両立の難しさでした。

その課題に対応して、令和4年（2022年）4月より育児・介護休業法の改正により、育児休業を取得しやすいように、雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。また、同年10月には男性の育児休業取得推進のため、子の出生後8週間以内に4週間までの取得や分割取得が可能になります。

今までは育児や介護休暇を取得するのは「女性」という暗黙の認識がありましたが、これから先、「男性」も女性同様に休暇を取得して育児や介護に参加していくことが重視されます。

介護や育児が理由での退職者を減らすためにも、事業所、団体などの関係機関に対して介護や育児に関する両立支援制度についての情報提供や周知を働きかけ、支援体制の充実を図っていくことが重要です。

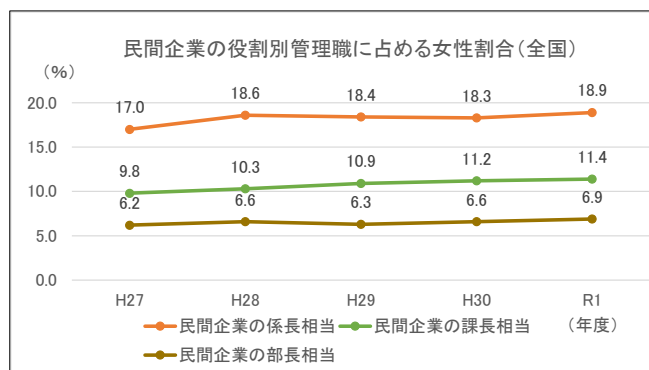
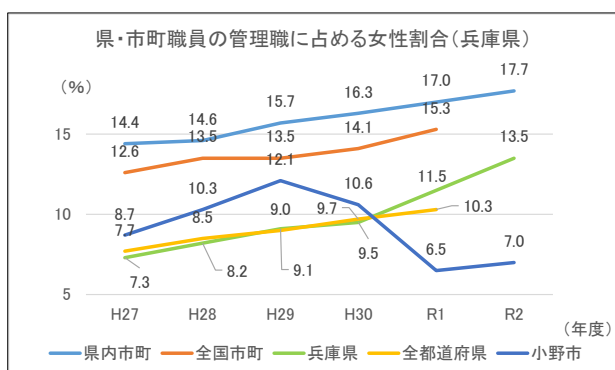
施策の方向	具体的な取組	担当課
②①仕事と育児・介護等の両立支援の推進	育児・介護に関する情報提供、相談体制の充実 パパママサロンの実施	子育て支援課 高齢介護課、健康増進課
②②多様な子育てサービスの提供	延長・休日保育、育児ファミリーサポート センター事業の実施	子育て支援課

※「ダブルケア」とは、この場合、育児と介護同時進行の状況を指します。

基本課題3 女性管理職の登用の推進

市内の企業や市職員の女性の管理職割合は、年々増加傾向にあるもののいまだ十分とは言えません。将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするため、若手・中堅の早い段階における意識付けやキャリア開発を図り、様々な業種で働く女性や世代間交流によって、意識の向上やロールモデルの発見につなげるなど、能力と適性に応じた管理職登用のための環境整備を行います。

◆女性管理職の割合



※小野市は消防職員、病院職員を含まない

資料：ひょうごの男女共同参画

施策の方向	具体的な取組	担当課
②③女性管理職育成体制の推進	働きやすい職場環境整備等についての啓発 女性社員の管理職への登用促進の啓発	ヒューマンライフG 産業創造課 男女共同参画センター
②④女性管理職の交流や研修の推進	女性リーダー向けスキルアップ研修会の実施 交流の場の提供 ロールモデル等の情報発信	ヒューマンライフG 産業創造課 男女共同参画センター

基本課題4 ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらしますが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も、暮らしに欠かすことができないものです。その充実があってこそ、人生の生きがいや喜びが生まれます。

しかしながら、現実では、安定した仕事に就けず経済的に自立することができない、仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間での問題が多く見られます。

これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっています。

働く女性が増えたとはいえ、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることが、まだ多くあります。女性が働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の抑制等による仕事と生活の調和やライフイベントに対応した多様かつ柔軟な働き方、そしてパートナーである男性の子育てや介護等への参画等の実現が、喫緊の課題となっています。特に、職場内での意識改革を促進するうえで、男性が子育てに積極的に参加する効果について、上司及び周囲の理解が必要となってきます。

また、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し、仕事以外の活動の場や役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられます。男女がともに社会に参画するためには、ワーク・ライフ・バランスを実現させることが極めて重要です。誰もが仕事と生活の調和のとれた働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

施策の方向	具体的な取組	担当課
②⑤時間外勤務縮減や 休暇取得促進	商工会議所との連携、広報等を活用した事務所等への啓発	ヒューマンライフG 産業創造課 男女共同参画センター
②⑥地域活動・ボランティアへの参画拡大	地域のきずなづくり支援事業の実施	市民サービス課 高齢介護課 いきいき社会創造課 防災G

基本課題 1 市の率先した男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成のためには、施策を総合的に展開するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要です。

小野市では、市長を本部長とする「小野市男女共同参画推進本部会議」や各種団体や市民の代表で構成する「小野市男女共同参画推進市民会議」を設置し、計画や関連施策の推進等について協議しています。

本プランは、福祉、医療、教育、まちづくり、防災など、行政のあらゆる分野にわたる計画であり、その推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要となります。

計画を周知し関係各課で取り組んでいる事業の進捗状況等について点検し、計画の適切な進行管理を行うとともに、小野市男女共同参画推進市民会議へ進捗状況を報告し、評価及び提言を受け、計画の実効性を高めます。

また、男女共同参画社会の形成を目指すためにも、市も一事業所として地元企業や地域団体のモデルとなるよう率先して、女性職員の採用や管理職登用に取り組むとともに、男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現を目指して、各々の施策を推進します。

施策の方向	具体的な取組	担当課
②⑦全庁的に取り組む 男女共同参画推進 体制の充実	女性職員の管理職登用、長期研修を含む女性職員の研修促進、プランの検証 庁内各種委員へ女性職員の登用	ヒューマンライフG 総務課
②⑧プラン推進に向けて の全職員に対する啓 発の実施	男女共同参画に係る研修の実施 特定事業主行動計画の取組の検証と公表	全庁的

基本課題 2 関係機関との連携強化

本プランを推進するためには、男女共同参画に関する現状の把握と国・県・近隣市町や、世界の動向に関する情報の収集を充実させるなど、広い視野を持って進める必要があります。そのために国・県・近隣市町・NPO 等関係機関との連携や協力体制を強化し、効果的な計画の推進に努めます。

国レベルの研修会や説明会、県内男女共同参画センター連絡会、担当者研修会、また、独自に発足させた北播磨男女共同参画担当者会等に積極的に参加し、情報交換及び連携を深め、ネットワークを構築します。

施策の方向	具体的な取組	担当課
②9 市民、企業、NPO、市民団体への支援と連携の強化	積極的な情報の収集及び提供 各種団体との積極的な連携	ヒューマンライフG 産業創造課 男女共同参画センター
③0 国・県等関係機関との連携の強化	県・近隣市等関係機関との連携の強化	ヒューマンライフG

基本課題3 小野市男女共同参画センターの強化

男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、男女共同参画に関する情報提供、グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談等の機能を果たし、人材育成や効果的な事業展開をすることが求められています。

小野市ではNPO法人と委託契約し、市の男女共同参画担当課は主として施策に関すること（各種事業の推進、市民会議、プランに関すること等）を、男女共同参画センターは主として啓発事業について、連携をとりながら実施しています。

男女共同参画センターは、うるおい交流館エクラに設置し、市民の親しみやすい環境で、市民や団体が自由に交流、情報交換を行うことができる場の提供に努め、事業効果を上げています。今後も、市民活動支援やリーダー養成といった分野での事業も期待されるところです。

また、男女共同参画センターの職員の専門性を高める意味で、研修は不可欠であり、そういった研修の場で作られるネットワークも、効果のある事業を進める意味で重要な要素になります。

施策の方向	具体的な取組	担当課
①男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化	連絡調整会議の充実 プランに基づく講座等の充実	ヒューマンライフG 男女共同参画センター
②男女共同参画センター職員の研修の充実	積極的な研修の参加	男女共同参画センター

〈小野市DV対策基本計画〉

1. 計画改定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVは、家庭内で行われることが多いため、被害が潜在化、深刻化しやすい特性があります。

DVの被害者の多くは女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等があると言われてしています。

さらに、DVの目撃は子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待となる行為です。暴力は、個人の尊厳を害し、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きなものであり、その後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題です。

こうしたDV被害をなくし、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るために、子どもの頃からのあらゆる暴力の防止と根絶の基盤づくりが必要です。

国においては、平成13年（2001年）にDV防止法を制定し、以降、社会情勢に合わせて5度の改正を重ねてきました。令和2年（2020年）の改正施行では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者保護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が条文上明確化され、その保護の適用対象として被害者の同伴家族も含めることと法改正されました。

小野市においては、平成28年（2016年）「第3次小野市男女共同参画計画（はひと・シップ プラン）」及び「小野市DV対策基本計画」改定の同年11月に「小野市配偶者暴力相談支援センター」（以下、「DVセンター」という。）を設置し、被害者の身近な相談窓口を明確化し、相談体制の充実を図っています。

DVを容認せず、全ての人々が安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、DV防止啓発と被害者支援のより一層の充実を進めるとともに、DV等の暴力を許さないまちづくりを目指し、DV対策基本計画を改定します。

2. 計画の位置づけ

- (1) 「小野市男女共同参画計画（はひと・シップ プラン）」基本目標V「DV等の暴力を許さないまちづくり」に位置づけます。
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」です。
- (3) 国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ、「兵庫県DV防止法・被害者保護計画」を勘案します。

3. 小野市の取組と現状

(1)体制づくり

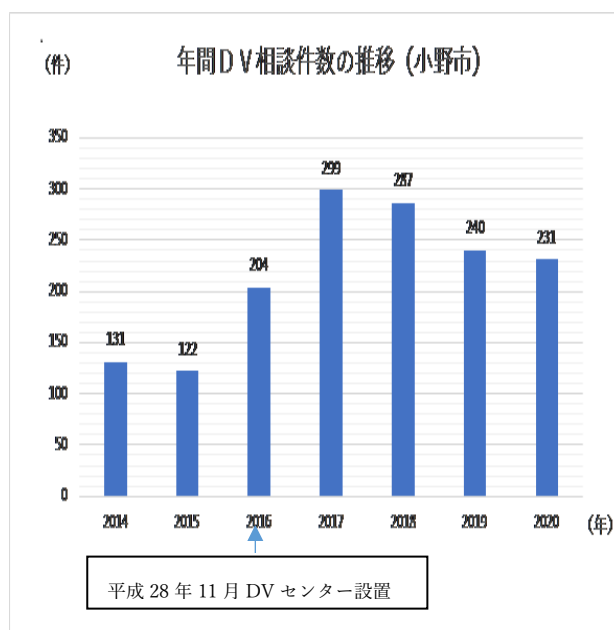
国は、平成 19 年（2017 年）のDV防止法の改正において、「基本計画の策定」及び「適切な施設で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにすること」を市町村の努力義務としました。また、基本方針では「地域の実情に合わせ、啓発等による配偶者からの暴力の防止」から「被害者の支援」まで、幅広い施策がその内容となり、被害者に最も身近な行政主体としての役割が市町村に求められました。

小野市においては、身近な行政主体における支援の窓口として、平成 28 年（2016 年）11月にDVセンターを設置し、DVの防止から被害者の相談、保護、自立支援に至るまで切れ目のない支援に取り組んでいます。

(2)DV相談の状況

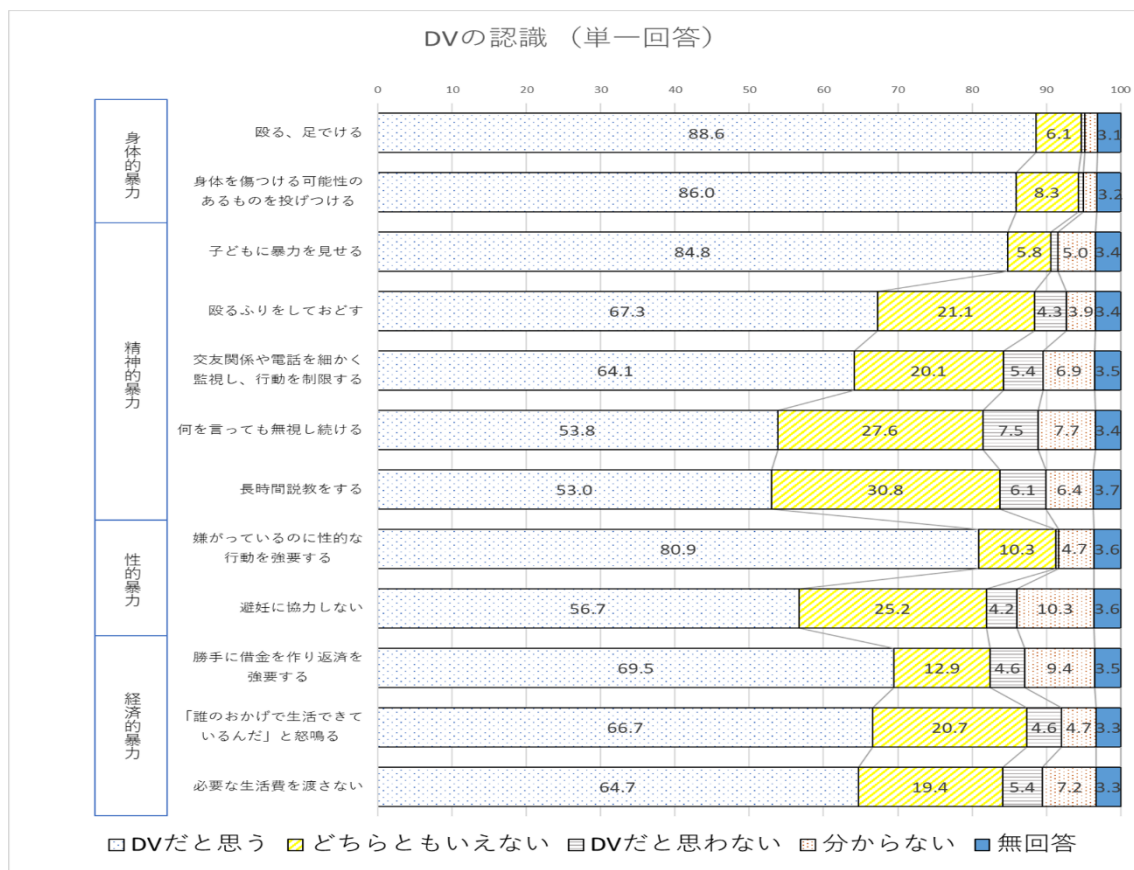
本市におけるDVに関する相談件数は、DVセンターが設置される前年までは、年間 130 件前後で推移していました。DVセンターが設置された 2016 年度は 204 件、翌年度は 299 件に増加し、身近にDVの相談窓口が明確化された事により、それまで潜在化されていた被害者からの相談が増加したものと考えられます。直近 3 か年の相談件数も 230 件超の件数で推移しています。

被害者の状況が切迫している場合の緊急時の一時保護では警察署と連携し迅速で安全な保護に取り組みました。被害者を保護するための住民票等請求に係る支援措置と保護・支援に関する証明書の発行及び被害者の自立支援に向け、福祉制度等の担当課や関係機関、自治体間とも連携・協働し、併せて保護命令制度に関する手続き等支援の相談に応じ、裁判所への同行支援等を行っています。相談者の年齢層は 20 代から 80 代まで幅広く、長年耐え続けた末に相談される方も少なくありません。内容も複雑・多様化しており、一人ひとりの事情に応じた対応と継続的な支援が必要です。



(3)DVへの意識（令和2年度ヒューマンライフ推進に関する市民意識調査から）

DVには、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」等、様々な形態が存在します。DVにあたると思う行為について、「殴る蹴る」「子どもに暴力を見せる」の暴力はDVであると認識しているものの、「無視し続ける」「長時間説教する」「監視・行動の制限」「必要な生活費を渡さない」はDVだと思わない割合が高くなっています。



DVを受けた場合にどのような行動をとるか（複数回答） (%)

家族や親せきに相談する	57.1	友人、知人に相談する	45.1
警察に連絡・相談する	36.9	誰（どこ）にも相談しない	8.7
小野市配偶者暴力相談支援センターに相談する	16.5		

DVを受けた場合に相談する相談先の多くが「家族や親せき」「友人、知人」でありDVセンターの周知と共に、相談者本人だけでなく、その周囲もDVの相談先を知り、支援に繋げていく必要があります。

4. 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。ただし、関連法の改正や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 計画の内容

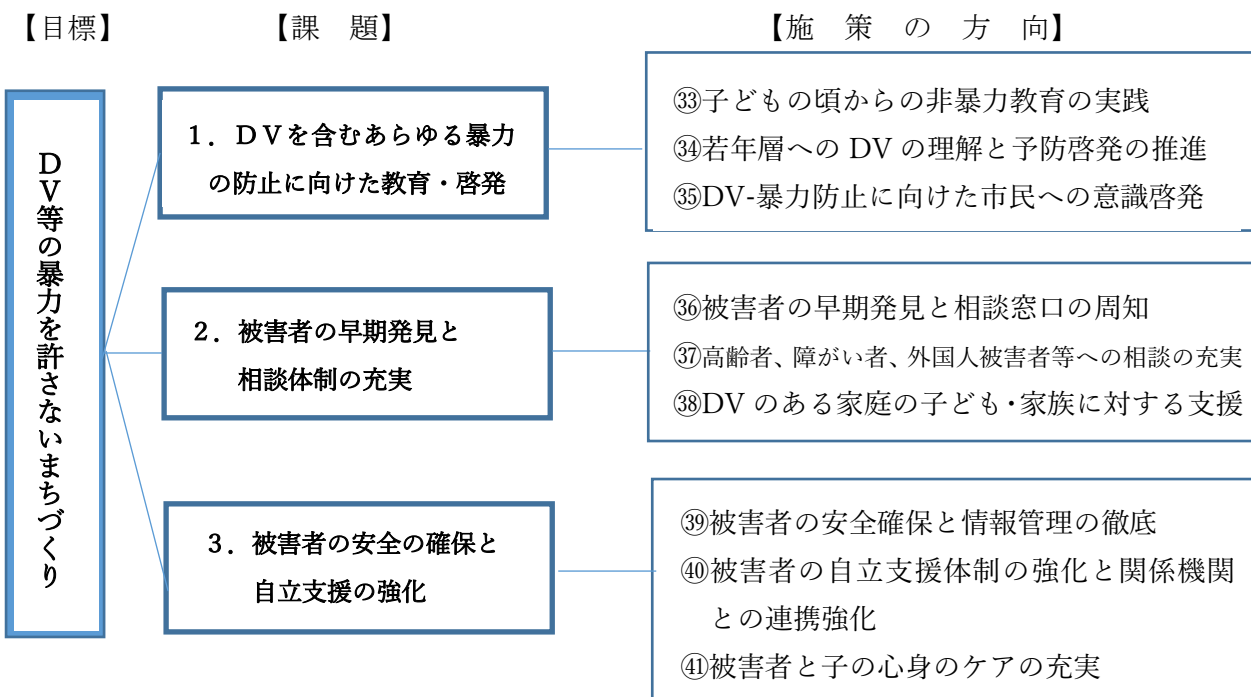
(1) 基本目標

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、男女平等の意識を育むとともに、DV等の暴力を許さない、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざして基本目標とします。

DV等の暴力を許さない まちづくり

(2) 基本課題

DVは、強い者から弱い者への力の支配関係が背景にあります。DVや性暴力・虐待等のあらゆる暴力の防止とDVの根絶の基盤作りを進めるとともに、被害者が速やかに安心して相談でき、被害者の自立に向けて、切れ目ない支援の取組を一層強化できるよう、本市におけるDV防止及びDV被害者支援のための施策を3つの基本課題を掲げて推進します。特に基本課題1を重点課題に設定します。



基本課題1 DVを含むあらゆる暴力の防止に向けた教育・啓発

【現状と課題】

DVは重大な人権侵害であることから、市民に向けた広報活動や学校等におけるデートDV予防講座を実施し、意識啓発を実施しています。DV防止のためには、男女の人権を尊重するとともに、DVの特性について理解を深め、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが必要です。

【施策の方向】

③③子どもの頃からの非暴力教育の実践

子どもの頃から非暴力の学習は重要です。暴力を伴わない人間関係を構築する観点からも、子どもの頃から学校園等における人権教育を行うことにより、友人関係、家庭での人間関係等においても、暴力の無い対等な関係が大切であると気づきを与え、人権意識を高めることができます。

③④若年層へのDVの理解と予防啓発の推進

DV防止は、若年層のうちから性暴力、配偶者や交際相手の暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有効です。引き続き高校生等の若年層に対しパープルリボンプロジェクト(女性への暴力根絶運動)の参画や小中学生・高校生に対しデートDV予防講座を実施し、デートDVや将来のDVを防ぐために啓発を強化します。

③⑤DV・暴力防止に向けた市民への意識啓発

市民一人ひとりが人権意識を持ち、DVを中心に様々な暴力についての理解を深め、暴力の潜在化を防ぎ、「DVの被害者にも加害者にも傍観者にもならない」「暴力を許さないまち(社会)」の実現のために、DVに関する意識を高め、通報等についても協力が得られるよう、市民や職務関係者に対するDVの研修や啓発に取り組みます。

施策の方向	具体的な取組	担当課
③③子どもの頃からの非暴力教育の実践	学校・園等の人権教育、生命の安全教育の推進	ヒューマンライフG 学校教育課、子育て支援課
③④若年層へのDVの理解と予防啓発の推進	デートDV予防講座、パープルリボンプロジェクトの実施 若年層へのデートDVや性暴力等の予防啓発 性感染症や望まない妊娠の予防啓発	ヒューマンライフG 健康増進課、学校教育課 男女共同参画センター
③⑤DV・暴力防止に向けた市民への意識啓発	職務関係者向けのDV研修、人権学習会 女性に対する暴力防止運動・セミナー いじめ防止による意識啓発	ヒューマンライフG 男女共同参画センター

基本課題2 被害者の早期発見と相談体制の充実

【現状と課題】

DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であることから周囲が気付かないうちに被害が深刻化しやすい特性があります。また、子どもが暴力を間近で目撃する「面前DV」は子どもへの心理的虐待ともなります。このため、DV被害者を早期に発見し、適切に支援していくことが必要です。

【施策の方向】

③⑥被害者の早期発見と相談窓口の周知

DVとは殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力等も含まれます。暴力によって相手を支配し、コントロールする行為がDVです。被害者は加害者の様々な暴力によって支配されることで無力感を持ち、逃げるのが困難な場合もあります。被害者が一人で悩むことなく早期に相談することができるよう、DV相談窓口のさらなる周知を図ります。また、医療機関等との連携により、潜在化しやすい被害者を早期に発見して適切に対応するため、相談体制の充実を図ります。

③⑦高齢者、障がい者、外国人被害者等への相談の充実

高齢者や障がい者、外国人の方は、複合的な課題を抱えることが多くあります。高齢者、障がい者、外国人の方に関わらず、どのような被害者にも相談機会が保障されるよう配慮した相談窓口の周知方法や相談方法の工夫、民間支援団体との連携等新たな相談ニーズに対応できる体制の充実が必要です。

③⑧DVのある家庭の子ども・家族に対する支援

DVと児童虐待は、同一の家庭内で同時に発生している事例が多いことを踏まえ、DVのある家庭のパワーバランス・支配のメカニズム等について理解し、DVを発見しやすい立場にある保健・医療・教育・福祉関係者と早期発見の体制づくりと児童虐待対応の担当課・関係機関との相互の連携協力を強化します。

施策の方向	具体的な取組	担当課
③⑥被害者の早期発見と相談窓口の周知	DVネットワーク会議・関係機関・市民による早期発見と通報体制、相談窓口の周知	配偶者暴力支援センター
③⑦高齢者、障がい者、外国人被害者等への相談の充実	多様なニーズに適切に対応するために担当課や通訳者との連携した相談支援の充実 庁内連携マニュアルの作成	高齢介護課 社会福祉課 配偶者暴力支援センター
③⑧DVのある家庭の子ども・家族に対する支援	要保護児童対策地域協議会、保健・医療・福祉関係・学校・園等との連携、早期発見	子育て支援課、学校教育課 健康増進課 配偶者暴力支援センター

基本課題3 被害者の安全確保と自立支援の強化

【現状と課題】

DV被害者の立場に立った様々な支援策の一つとして、緊急時は一時保護等による被害者の安全確保を実施しています。

DVによる心身への被害に加え、住居の確保、生活費の確保や就業、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えることの多いDV被害者が、安全・安心な生活環境を確保し、心身ともに健康な生活が送れるよう、関係各課や関係機関、民間団体と連携を図る必要があります。避難から生活支援、自立までの包括的な支援が重要です。

【施策の方向】

③⑨被害者の安全確保と情報管理の徹底

緊急時には、警察や一時保護施設と連携するとともに、被害者やその子ども同伴家族の安全を確保します。また、避難先での安全確保のため、DV被害者に関する情報管理を徹底します。

④⑩被害者の自立支援体制の強化と関係機関との連携強化

被害者がDVから逃れ、自立していく過程には、住居の確保、生活基盤の確立、自身や子どもの精神的回復など様々な課題があります。早期に自立した生活が送れるためにも住居の確保等の生活再建に係る施策を所管する担当課と相互に連携し、子どもを含めた総合的な支援の強化に努めます。

DV被害者が、避難後も安全な環境のもとで適切な支援を受けられるよう、自治体間で連携し、各種手続きや情報共有・引継ぎを徹底し、切れ目のない支援を進めます。

④⑪被害者と子の心身のケアの充実

DV被害者は、繰り返される暴力により精神疾患やPTSD等の精神健康被害や、貧困等の将来への不安や苦悩から精神的に不安定になるケースがあります。このため被害者の自立支援に当たっては心身の健康回復を支えることが重要となります。

施策の方向	具体的な取組	担当課
③⑨被害者の安全確保と情報管理の徹底	警察や県関係機関と連携し、被害者の一時保護の実施と被害者の各種情報の管理徹底	配偶者暴力支援センター 市民課、学校教育課
④⑩被害者の自立支援体制の強化と関係機関との連携強化	住居、生活再建のための福祉制度利用等に関する連携強化、関係機関や他自治体との連携	配偶者暴力支援センター 子育て支援課、社会福祉課 まちづくり課
④⑪被害者と子の心身のケアの充実	心身のケアが必要な被害者と子への継続的な支援、保健福祉の連携、医療機関等の情報提供	配偶者暴力支援センター 子育て支援課、学校教育課 健康増進課

第三章

数值目標

本プランにおいて設定する数値目標を以下に示します。

担当課	基本目標	目標項目	現状値 (令和2年度)	達成目標 (令和8年度)
関係課	Ⅱ・Ⅳ	審議会における女性委員の登用率	32.5%	40.5%
	Ⅱ	委員登用に関して、男女どちらかが70%を超えていない審議会の割合 (どちらかの性に偏らない)	52.3%	60%
ヒューマン ライフG	Ⅰ・Ⅴ	相談の周知率 女性のための相談	45.9%	60%
	Ⅴ	法令等の周知 はーと・シップ 社会推進条例 小野市男女共同参画センター	25.7% 45.5%	40% 50%
	Ⅰ・Ⅴ	デートDV 予防啓発事業実施校数	市内小学校2校、 高校1校	市内中学 高校全校
	Ⅱ	自治会役員（自治会長または副会長もしくは会計）に女性が就任している自治会の割合	21.1%	30%
総務課	Ⅳ	男性職員の育児休業・部分休業・育児短時間勤務取得率	6.3%	30%以上
	Ⅳ	就学前の子を持つ正規職員一人あたりの年間時間外勤務時間数	152 時間	150 時間以内
	Ⅳ	全職員の年次有給休暇の平均取得率	60.3%	60%以上
	Ⅳ	正規職員の女性割合（任期のある職員及び再任用職員を除く）	事務職等 28.8% 消防職 2.9%	事務職等 33%以上 消防職 5%以上
	Ⅳ	正規職員の管理職の女性割合（任期のある職員及び消防職を除く）	7.0%	15%以上
健康 増進課	Ⅱ	がん検診受診率 (乳がん・子宮頸がん)	乳がん 26.8% 子宮頸がん 14.7%	乳がん 50% 子宮頸がん 50%

参考資料

1. 小野市はひと・シッププラン（男女共同参画計画）改定部会設置要領

（設置）

第1条 小野市はひと・シッププラン（小野市男女共同参画計画）（以下「プラン」という。）の見直しを行うため、小野市男女共同参画推進市民会議設置要綱（平成14年告示第59号）第3条第5項に基づき、小野市はひと・シッププラン（男女共同参画計画）改定部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) プランの見直しに関すること。
- (2) プランの改定に必要な調査及び研究に関すること。
- (3) プランの改定に必要な連絡調整に関すること。

（構成）

第3条 部会は、市民会議委員（学識経験者を含む）5名以内で構成し、その他目的を達成する為に必要と思われる関係者を加えることができる。

（運営）

第4条 部会の会議は、必要に応じて部会長が召集し、その議長となる。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第5条 部会の庶務は、市民安全部ヒューマンライフグループにおいて処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年9月1日から施行する。

（招集の特例）

- 2 この要領の施行の日以後最初に開かれる部会は、第4条第1項の規定に関わらず、市民安全部長が招集する。

2. 小野市男女共同参画推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 小野市男女共同参画計画の総合的な推進を行うため、小野市男女共同参画推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の進行管理、定期点検及び見直しに関すること。
- (3) 男女共同参画計画推進に必要な連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画計画推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 市民会議の委員は10名以内とし、学識経験者並びに市民及び市内の団体、企業等に所属する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。
- 4 市民会議には、学識経験者である委員を除く委員の互選により、会長及び副会長を置き、学識経験者である委員1名をアドバイザーとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。
- 6 部会には、部員の互選により、部会長及び副部会長を置く。

(運営)

第4条 市民会議又は部会の会議は、必要に応じて会長又は部会長がそれぞれ招集し、その議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 市民会議の庶務は、市民安全部ヒューマンライフグループにおいて処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる市民会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成15年4月1日告示第49号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月12日告示第65号）

この規程は、告示の日から施行し、第1条の規定による改正後の小野市指名入札参加者審査会規程の規定、第2条の規定による改正後の小野市ホテル等建築審査委員会要綱の規定、第3条の規定による改正後の小野市介護保険サービス等調整会議設置運営要綱の規定、第4条の規定による改正後の小野市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置事業実施要綱の規定及び第5条の規定による改正後の小野市男女共同参画推進市民会議設置要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月11日告示第56号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の小野市男女共同参画推進市民会議設置要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日告示第49号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3. 小野市はーと・シップ プラン（男女共同参画計画）改定部会委員名簿

役職名	氏 名	備 考
部会長	勝木 洋子	学識経験者 (姫路日ノ本短期大学 学長)
副部会長	喜多 幸子	男女共同参画推進市民会議委員 (小野市女性団体連絡協議会会長)
委 員	濱田 誠子	男女共同参画推進市民会議委員
〃	宮永 麻紀	男女共同参画推進市民会議委員
〃	長谷川 泰生	総務課長
〃	横山 成彦	市民福祉部参事 社会福祉課長
〃	福田 和人	子育て支援課長
〃	市橋 哲也	高齢介護課長
〃	大橋 節代	健康増進課長
〃	友定 聖征	学校教育課主幹
〃	山本 浩	地域振興部参事 産業創造課長
〃	横山 由紀子	男女共同参画推進市民会議委員・学識経験者 (兵庫県立大学国際商経学部 教授)

4. 小野市はひと・シップ（男女共同参画）社会推進条例

平成14年9月26日

条例第29号

小野市民は、性別に関わりなく、自らの自由な選択と責任のもと、その能力を発揮して生きることを保障される。

性別役割分担の考え方や性を理由とする偏見及び中傷は、小野市の施策のみならず、教育、労働、家庭生活等あらゆる分野において排除されるよう強く要求される。真の意味での「男女共同参画社会」を実現するためには、市民に深く根ざした可能性のある性差意識と悪しき慣習を刷新しなければならない。

小野市が、今後も活力ある共同体社会を維持及び促進していくためには、これらの課題を克服し、個人がその持てる能力を最大限に発揮できるようにする必要がある。

小野市においては、「男女平等」が人類普遍の原理であることを確認し、すべての市民がお互いに尊重し、信頼し、協力し合える「はひと・シップ（男女共同参画）社会」を実現することを宣言する。

（目的）

第1条 この条例は、市民がその性に関わりなく、自らの個性と能力を発揮して生活できる「はひと・シップ（男女共同参画）社会」の実現を目指し、各種の施策及び意識啓発を行うことを宣言するとともに、その基礎となる方針並びに市、市民及び各種団体・事業者の責務等を明らかにすることを目的とする。

（定義）

第2条 「はひと・シップ（男女共同参画）社会」とは、性を理由とするすべての人権侵害が排除され、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

（基本理念）

第3条 この条例は、次に掲げる基本理念のもとに推進する。

- (1) 性別役割分担意識の排除 男女平等の心を育み、市民が性別役割分担の意識にとらわれることなく自らの個性と能力を発揮し、自らが選択する人生を歩むことができるようにする。
- (2) 性別を理由とする人権侵害の禁止 異性に対する偏見や暴力などの人権侵害を排除し、男女が互いにその人権を認め合う社会を築く。
- (3) 性差別の禁止 あらゆる分野において性を理由とする差別を排除し、人をその個性と能力によって評価する社会に向かわせる。
- (4) 健康で安心な地域づくり 男女ともに、生涯にわたってできるだけ健康かつ安心して暮らせるよう、これを支える生活基盤と地域づくりを目指す。

(施策の対象)

第4条 市は、「はーと・シップ（男女共同参画）社会」の実現のために、次に掲げる点に着眼した施策を展開するよう努める。

- (1) 性差別と性別役割分担意識の排除 市民を対象としたあらゆる情報提供において、性差別及び性別役割分担を意識させる表現を取り除かせるようにする。
- (2) 男女雇用機会均等法の精神 職場においては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の精神とその禁止事項が徹底されるようにする。
- (3) 学校における人権教育 学校教育においては、性別による固定的な役割分担意識を排除し、個性豊かで人権意識に富んだ児童及び生徒が育つようにする。
- (4) 地域における男女の相互理解 地域においては、男女が相互に理解し合い、性別に関わりなく、自らの発意と能力によって積極的に活動に参加することができるようにする。
- (5) 家庭における男女平等意識 家庭においては、配偶者等に対する暴力をなくすとともに、固定的な性別役割分担意識をなくすようにする。

(施策の方針)

第5条 「はーと・シップ（男女共同参画）社会」を推進するための市の施策は、次に掲げる方針のもとに実行するものとする。

- (1) 基本法の精神の遵守 施策は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨を損なうことなく、これを発展させるために行うものとする。
- (2) 施策立案における男女共同参画 施策又は方針の立案及び決定に際しては、男女が共同して参画する機会を保障されなければならない。
- (3) 国、県、各種団体・事業者及び市民との連携 市は、施策の推進に当たって、国、県、各種団体・事業者及び市民との相互連携を図らなければならない。
- (4) 国際社会との協調 施策は、国際社会における取組を意識し、これと協調して行うものとする。

(基本的施策)

第6条 市は、「はーと・シップ（男女共同参画）社会」の実現を目指して、次に掲げる施策を実行する。

- (1) 計画の策定 男女平等意識の向上と課題克服を目的とする施策を推進するため、その方針と方法に係る基本計画を策定又は改定する。
- (2) 男女共同参画推進市民会議の設置 男女共同参画社会推進に係る計画を市民とともに総合的に実施するため、「男女共同参画推進市民会議」を設置する。
- (3) 情報収集と調査研究 性を理由とする差別等の実態を把握するとともに、その対応策を検討するために情報収集及び調査を実施する。
- (4) 審議会等への女性の参画促進 市は、各種の審議会等市の施策決定に係る委員会において市民を登用する場合には、男女の均衡を図るよう女性の参画を積極的

に推進する。

(5) 男女共同参画教育推進員の設置 学校教育において、性別役割分担意識等を背景とした区別をなくし、性差を超えた共同参画を一層促進するため各学校に「男女共同参画教育推進員」を置く。

(6) 苦情及び相談への対応 市は、性を理由とする人権侵害に関する市民の苦情及び相談に対応する。この場合において、その対応は、関係機関等と連携を図る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(責務)

第7条 「はーと・シップ（男女共同参画）社会」の推進に向けて、市、市民及び各種団体・事業者は、次に掲げる責任を負う。

(1) 市の責務 市は、男女共同参画の意義を広報し、施策の推進に当たっては市民及び各種団体・事業者を啓発して、協力を促し、男女共同参画理念を損なう行為に対して積極的な改善策の実施を働きかけるよう努めなければならない。

(2) 市民の責務 市民は、家庭及び地域活動において、性差別及び性別役割分担意識を取り払い、「はーと・シップ（男女共同参画）社会」の実現に努めるとともに、市がこれを目的とする施策を実行する場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(3) 各種団体・事業者の責務 各種団体・事業者は、その事業若しくは団体の活動において、性を理由とする差別又はこれを理由とする不合理な区別をしないように努めるとともに、市が「はーと・シップ（男女共同参画）社会」の実現を目的とした施策を実行する場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている小野市男女共同参画計画は、第6条第1号の規定により策定されたものとみなす。

5. 用語解説

DV防止法	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の通称。</p> <p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としている法律。</p>
LGBTQ+	<p>Lesbian（レスビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、Queer や Questioning（クィアやクエスチョニング、自分の性別や性的指向に確信が持てない人）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつとしても使われることがある。</p>
PTSD	<p>心的外傷後ストレス障害。死の危険に直面した後、その体験の記憶が自分の意思とは関係なくフラッシュバックのように思い出されたり、悪夢に見たりすることが続き、不安や緊張が高まったり、つらさのあまり現実感がなくなったりする状態。</p>
SDGs (エス・ディー・ジーズ)	<p>SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。国際機関、政府、企業、学術機関、市民社会、子どもも含めた全ての人々が、それぞれの立場から目標達成のために行動することが求められている。</p>
アンコンシャス・バイアス	<p>自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方の歪みや偏り」をいう。アンコンシャス・バイアスはその人の過去の経験や知識、価値観、信念をベースに認知や判断を自動的にを行い、何気ない発言や行動として現れる。自分自身では意識しづらく、歪みや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれる。</p>
育児・介護休業法	<p>「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の通称。育児や介護をしなければならない労働者が、円滑に仕事と両立できるよう配慮し、働き続けられるよう支援する制度。令和3年1月1日からは、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができる。</p>

隠れたカリキュラム	学校の公式なカリキュラムの中にはない、知識、行動の様式や性向、意識やメンタリティが、意図しないままに教師や仲間の生徒たちから教えられていくといったもの。
固定的性別役割 分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。
ジェンダー	生物学的な性別に対して、社会通念や慣習の中には社会的・文化的に形成された「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的文化的に形成された性別（ジェンダー）」という。
事業主行動計画	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づき、女性の職業生活における活躍を迅速かつ効果的に進めるために事業主によって策定され、雇用環境の整備や職業生活と家庭生活の両立に関する取組の更なる推進、男女を通じた働き方改革への取組、ハラスメントへの対策等に取り組むにあたって、計画期間、目標、取組内容及び実施時期を定めた計画。
女性活躍推進法	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の通称。仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、その個性や能力を存分に発揮できるよう、雇用主である企業などが推進することを義務づけた法律。
ダイバーシティ	性別、人種、国籍、宗教、年齢、性的指向、障害の有無などの多様性を指す。 多様な個性が力を発揮し共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
男女雇用機会均等法	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の通称。 企業の事業主が募集・採用や配置・昇進・福利厚生、定年・退職・解雇にあたり、性別を理由にした差別を禁止することなどを定めている。
デートDV	恋人同士など、親密な関係にある若者の間の暴力のこと。親密な関係になるに伴い、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力が起こりやすくなる。
パートナーシップ制度	地方自治体が同性カップルの宣誓書を受け取り、受領証の交付等を行う制度。

<p>配偶者暴力相談 支援センター</p>	<p>配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、保護命令制度の利用についての情報提供を行うところ。</p>
<p>ポジティブ・アクション (積極的改善措置)</p>	<p>様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。例えば、クォータ制（性別等を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法）等がある。</p>
<p>リカレント教育</p>	<p>学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。「社会人の学び直し」とも呼ばれる。</p>
<p>ワーク・ライフ・ バランス (仕事と生活の調和)</p>	<p>「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。</p>